

千歳市消防整備計画

Chitose Fire fighting Plan

～「災害や危険から暮らしを守るまち」を実現するために～



令和 3 年 10 月
千歳市消防本部

はじめに

千歳市消防本部は、昭和23年に自治体消防として発足以降、消防需要の変化に対応しつつ着実に発展を遂げ、安全で安心して暮らせるまちづくりに貢献してきたところです。

しかしながら、災害の大規模化・複雑多様化、少子高齢化の進展、都市の国際化、厳しい財政状況等により、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、近年、東日本大震災、北海道胆振東部地震などの地震災害をはじめ、台風や異常気象に伴う記録的豪雨、豪雪などの自然災害が全国各地において猛威を振るい、多くの方々が犠牲となっています。

本市においても石狩低地東縁断層帯による大震災や樽前山噴火などの自然災害をはじめ、新千歳空港や鉄道・高速道路・主要幹線道路が縦横に通う道内の一大交通拠点であることから、大型商業施設や宿泊施設のほか、多くの企業が立地しており、高層建築物、危険物施設等における火災や航空機災害、鉄道事故、高速道路等における多重衝突事故などの発生が危惧され、消防の果たす役割も大きくなっています。

このような状況の中、市民の信頼と期待に確実に応え「災害や危険から暮らしを守るまち」を実現するためには中長期的な視点に立った消防行政運営が求められています。そこで将来に向けた整備指針として「千歳市消防整備計画」を策定し、本市の地域特性に即した消防体制を整備するとともに、計画的な消防力の充実・強化に取り組んでまいります。

千歳市消防長

目 次

第1章 基本方針

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間と見直し	1
4 消防を取り巻く環境の変化	2
5 消防の現状	4
6 計画体系	8

第2章 基本計画

施策1 消防体制の充実強化	9
重点項目1－1 【組織体制の強化】	9
重点項目1－2 【災害対応力の強化】	19
施策2 救急業務の高度化	27
重点項目2－1 【救急体制の強化】	27
重点項目2－2 【連携による救命率の向上】	32
施策3 火災予防の推進	34
重点項目3－1 【予防体制の強化】	34
重点項目3－2 【防火意識の高揚】	39

第 1 章 基本方針

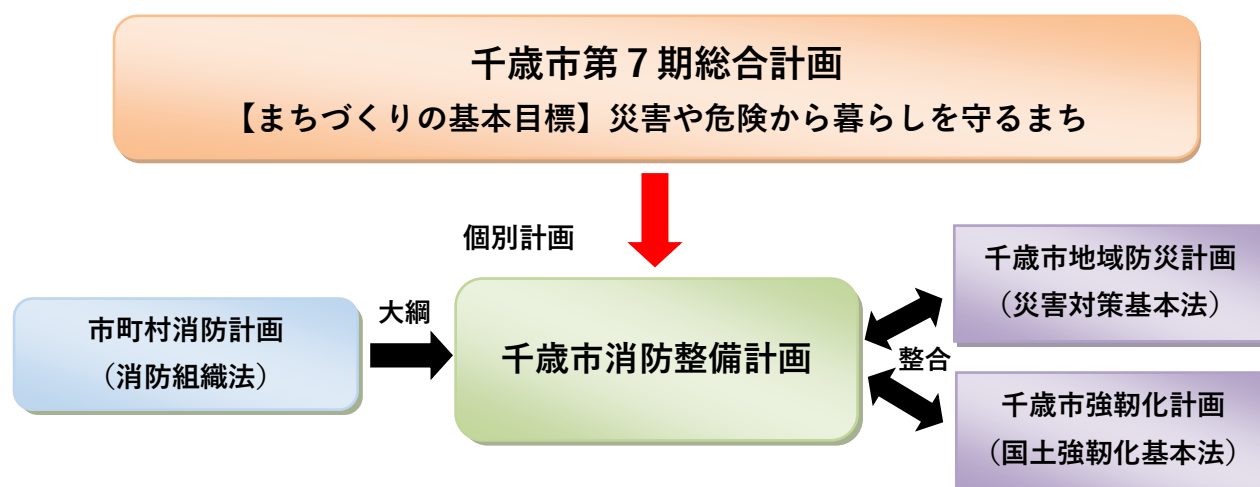
1 計画の趣旨

近年の社会情勢の変化により、警防・予防業務の多様化、各種災害への迅速な対応のほか救急業務の高度化など、消防に対する市民ニーズが増大するなか、効果的な組織運営を行い災害対応拠点となる消防施設の整備、消防車両や各種資機材の更新、世代交代に伴う技術の伝承など消防体制に係る諸課題に取り組むため、「千歳市消防整備計画」を策定し、今後、消防が重点的に取り組むべきことを明確にすることで十分にその機能を発揮できる体制を確立し、市民の生命、身体及び財産を災害等から守ることを目的とします。

2 計画の位置付け

「千歳市消防整備計画」は、消防組織法、消防法、災害対策基本法、国土強靱化基本法等の関係法令を基に、概ね10年後までを念頭に置いた市町村消防計画の大綱を示すものとして、千歳市の最上位計画である「千歳市第7期総合計画」の個別計画に位置付けています。

なお、本計画では組織や消防力等の整備のほか、教育訓練や火災等の予防と警防などに関して、「千歳市地域防災計画」並びに「千歳市強靱化計画」等と整合を保ち、既に実行されている各種規程とともに中長期的な視野に立ち消防活動の万全を期することを主眼に置いています。



3 計画の期間と見直し

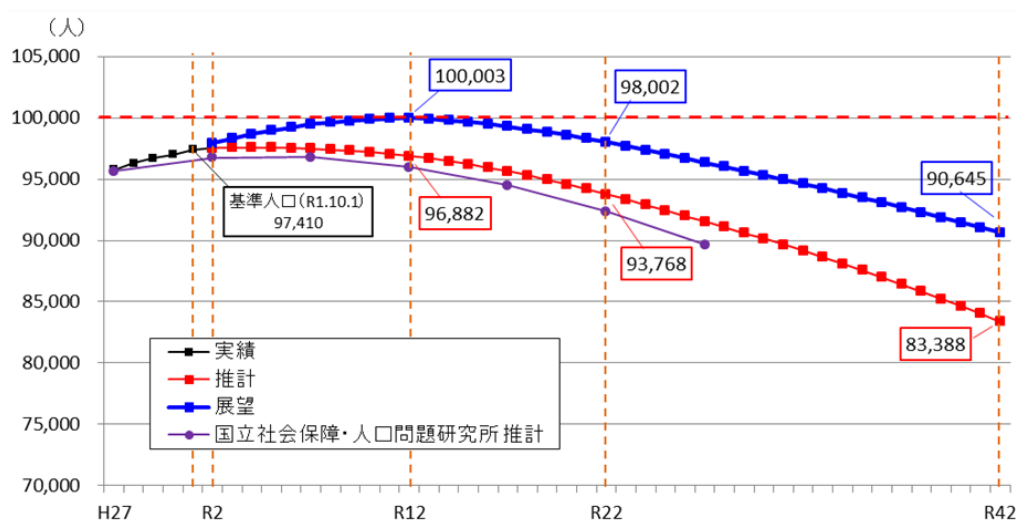
計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、計画の見直しは3年ごとに行います。また、社会情勢の急激な変化や、財政状況の変化など、計画を進めていくうえで見直さなくてはならない事象が発生した場合は、必要に応じ見直します。

4 消防を取り巻く環境の変化

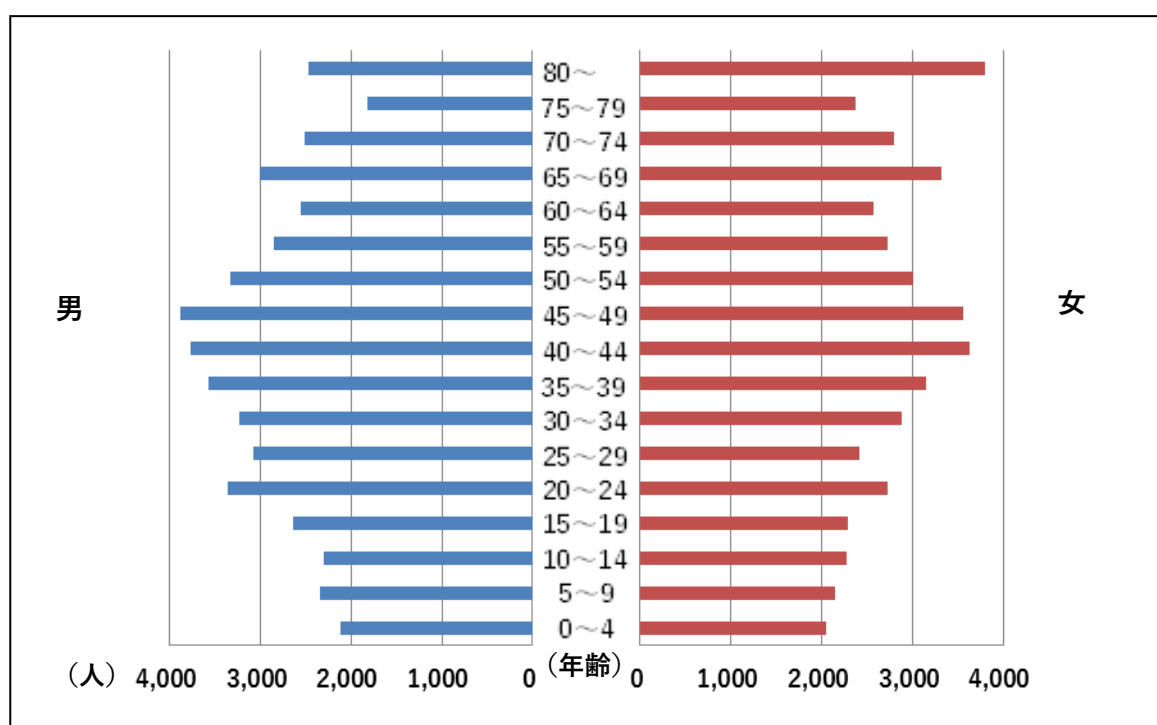
(1) 人口推移

全国的な少子高齢化に伴う人口減少が続く中、千歳市は北海道内において人口が増加している数少ない都市です。しかし、年齢3区分別に人口の内訳を見ると、年少人口（0～14歳）は減少傾向、生産年齢人口（15～64歳）は横ばいで推移しています。また、65歳以上の老年人口は年々増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）における人口総数に対する割合は22.9%となっています。こうした年齢構成の変化は、市の財政基盤の脆弱化が懸念されるとともに、高齢者の火災による被害や救急需要の増加が予測されます。

人口の将来展望



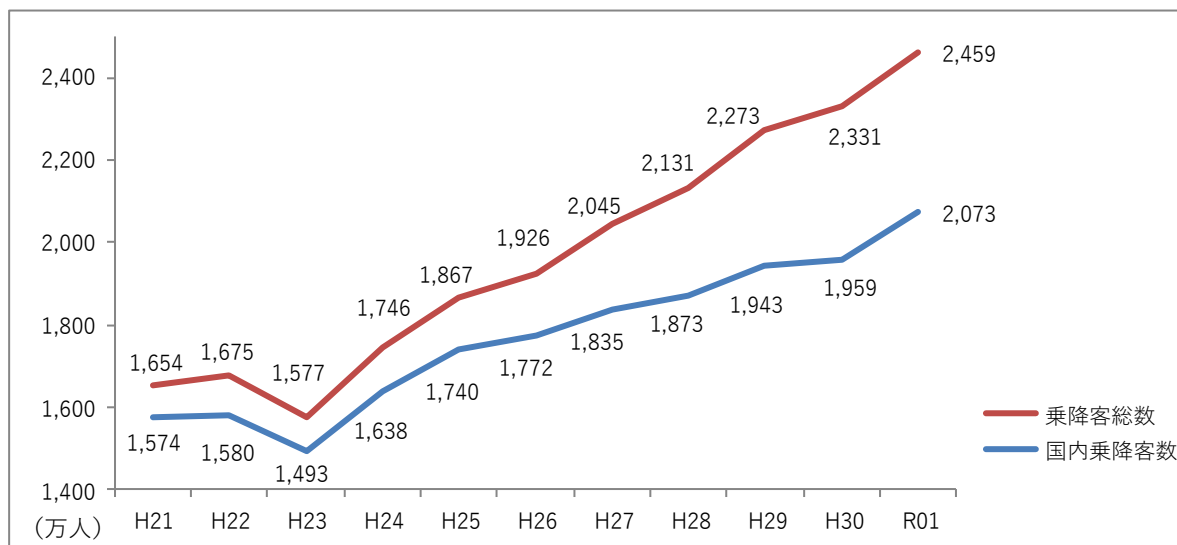
年齢別人口ピラミッド



(2) 空港の拡充

新千歳空港は、平成22年3月の国際線供用開始後も路線の拡大や旅客ターミナルビルの拡充が図られ、旅客数は国内線、国際線ともに増加を続けています。多くの航空機が離着陸することは必然的に航空機災害が発生するリスクが高まることから、空港及び周辺地域での航空機災害に備え、空港管理者との連携、協力体制や、近隣市町からの応援体制の強化に努めていく必要があります。

新千歳空港乗降客数の推移



(3) 災害の複雑化・大規模化等

前述の年齢構成の変化、空港の拡充による人の交流の活発化、国際化のほか、都市化の進展に伴う建物の高層化、住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境は著しく変化しています。これらの社会情勢の変化は災害の複雑化、大規模化、さらには救急需要の増加など、消防の活動内容にもその影響が及んでいるところです。こうした変化に対応するため高機能な車両・資器材の整備や高い技術を有した部隊の配置など消防体制の充実が求められています。

5 消防の現状

(1) 消防力の整備状況

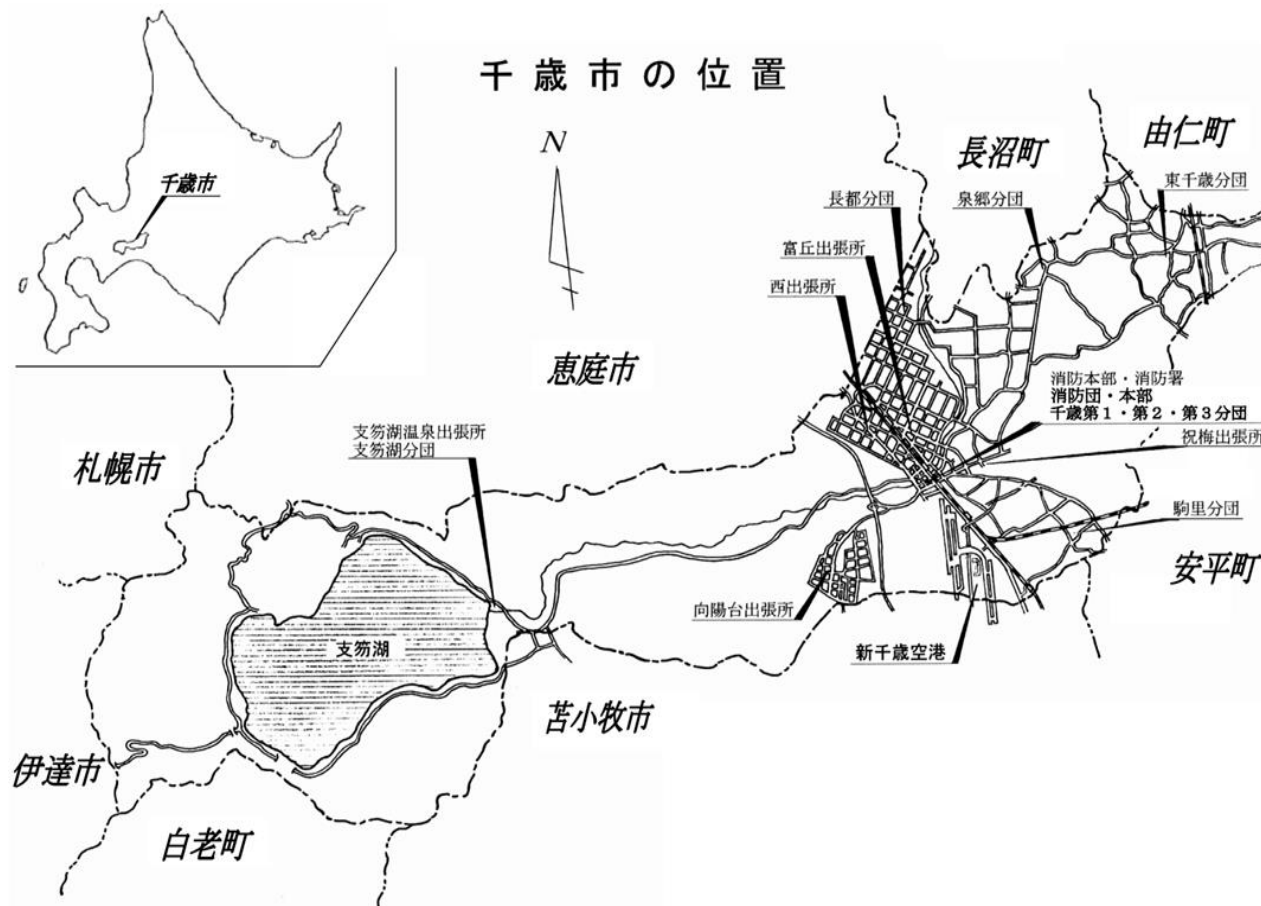
市は、消防施設と人員を活用して、管轄する区域における消防を十分に果たすべき責任を有しており、消防に必要な施設と人員は、市街地の人口、都市構造、中高層建築物の状況、危険物施設の数、過去の火災発生状況等の地域特性を考慮して決定すべきものです。

現在、常備消防として1本部1署5出張所を構え、総員131名が24時間体制で執務しており、国が示す「消防力の整備指針」と比較しますと、消防施設（署所）の数は必要数4のところ5とし充足していますが、消防施設の一部は老朽化が著しい状況です。また、消防車両は36台を保有しており、主に指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、はしご隊、化学隊を運用していますが、救急隊は消防法施行令が示す基準数の3名を満たしているものの、指揮隊や消防隊は消防力の整備指針が示す基準数の4名を満たしておらず、限られた人員を遣り繰りしながら運用しています。このことから、老朽化施設の長寿命化をはじめ、消防署所の配置や人員配置の適正化、効率化などが課題となります。

一方、消防団は1団本部8分団で構成され、174名の団員が、訓練や研修を継続的に実施し消防技能を磨き災害対応に備えています。

国際都市「千歳」を管轄する消防として、常備消防と非常備消防が連携して任務を十分に果たせるよう努めています。

【本部・署・出張所位置図】

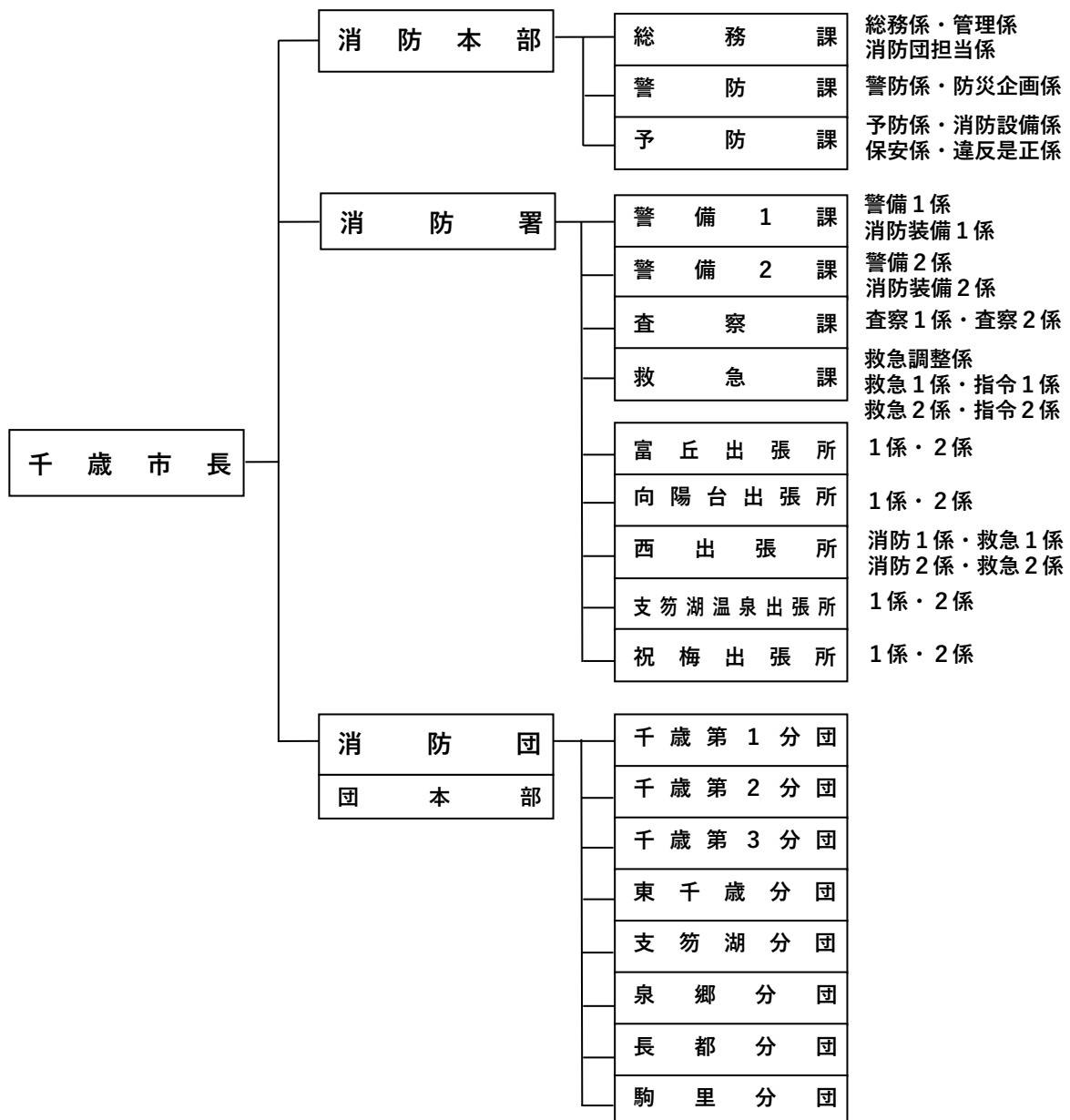


【人 員】

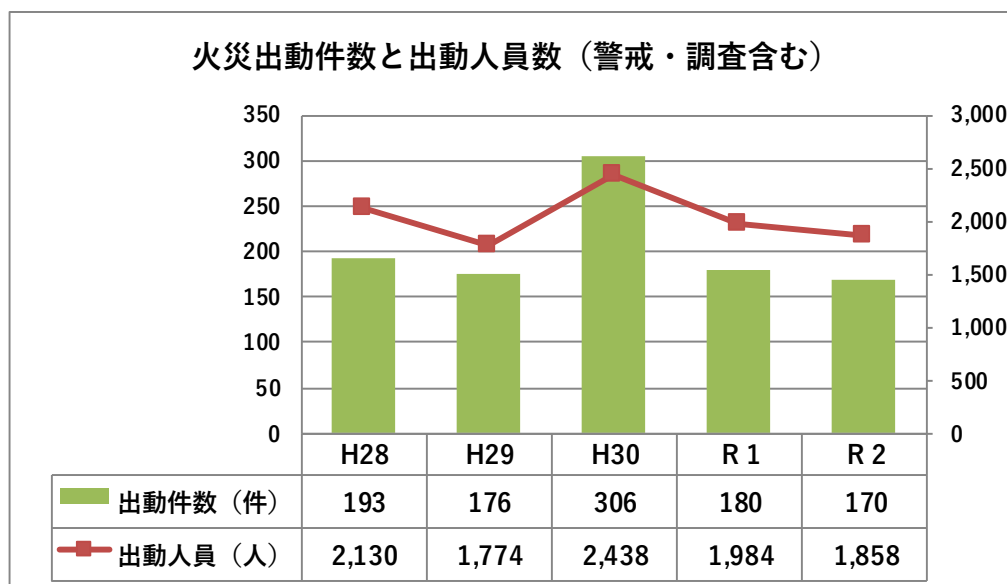
令和 3 年 4 月 1 日

千歳市消防本部		千歳市消防団	
組織区分	職員数	組織区分	職員数
消 防 本 部	20 名	団 本 部	6 名
消 防 署	50 名	千 歳 第 1 分 団	25 名
富 丘 出 張 所	11 名	千 歳 第 2 分 団	24 名
向 陽 台 出 張 所	11 名	千 歳 第 3 分 団	15 名
西 出 張 所	21 名	東 千 歳 分 団	34 名
支笏湖温泉出張所	7 名	支 笏 湖 分 団	16 名
祝 梅 出 張 所	11 名	泉 郷 分 団	19 名
合 計	131 名	長 都 分 団	15 名
※派遣職員 1 名、再任用職員 1 名を除く。		駒 里 分 団	20 名
		合 計	174 名

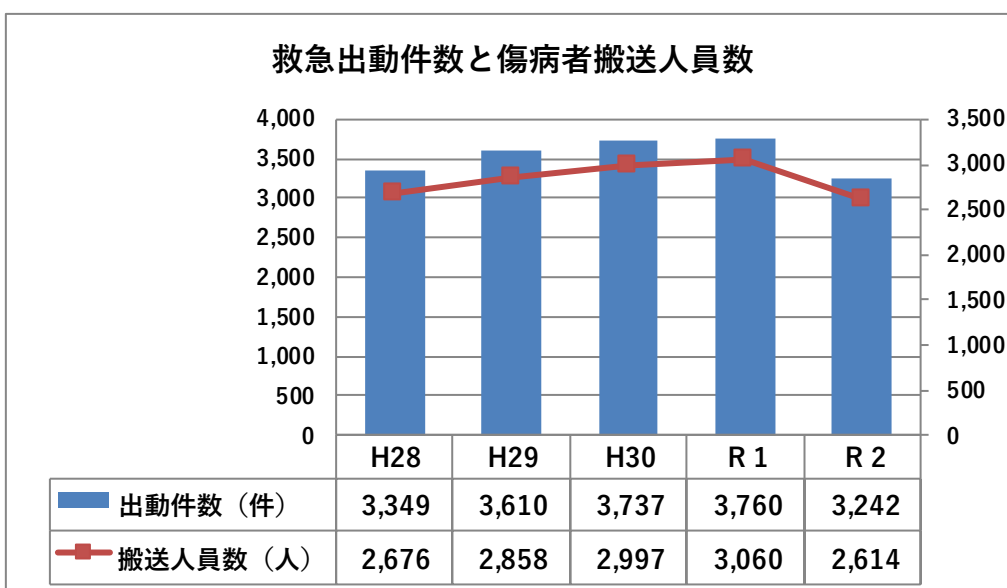
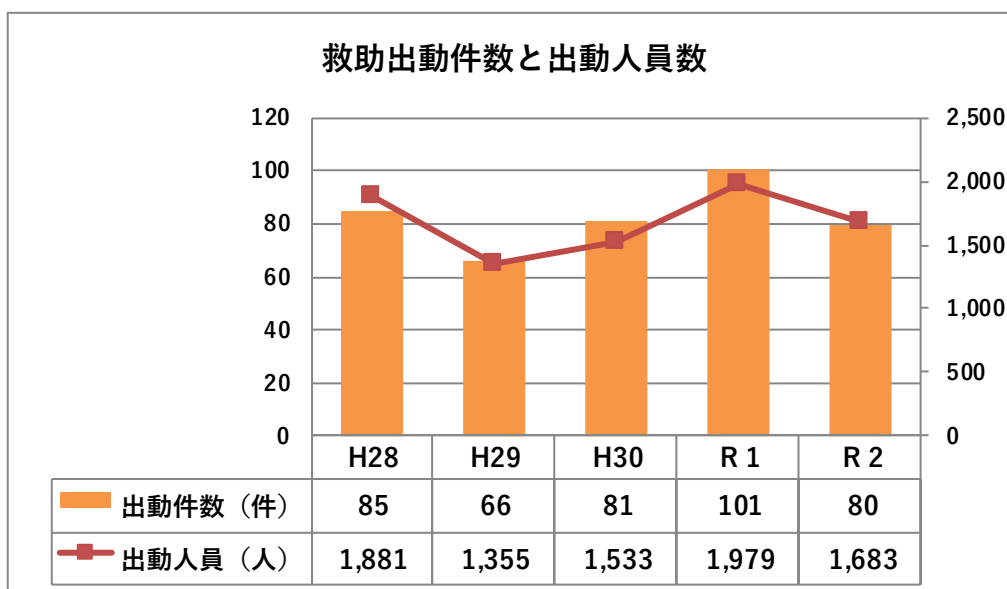
【組織構成】



(2) 災害の発生状況



※平成30年は、胆振東部地震に伴う出動により件数が増加しています。



(3) 消防財政

消防費については、円滑な消防運営に係る経費として、常備消防費、非常備消防費（消防団関係）、消防施設費、職員費が千歳市一般会計において経理されています。また、庁舎や車両等の高額な消防施設に係る経費は、国庫補助金や地方債などの特定財源を活用しています。

市予算と消防予算内訳（当初予算）

（単位：千円）

年 度	一般会計 (A)	消防費 (B)					比 率 B / A
			常備消防費	非常備消防費	消防施設費	職員費	
平成 28	37,738,509	1,352,137	234,787	28,939	166,495	921,916	3.6%
平成 29	38,204,421	1,254,776	219,589	28,050	72,322	934,815	3.3%
平成 30	39,432,533	1,529,010	415,491	29,015	152,659	931,845	3.9%
令和 1	41,947,094	1,855,168	845,010	26,758	48,509	934,891	4.4%
令和 2	49,602,658	1,377,875	304,445	27,324	88,899	957,207	2.8%

消防費の人口・世帯別状況

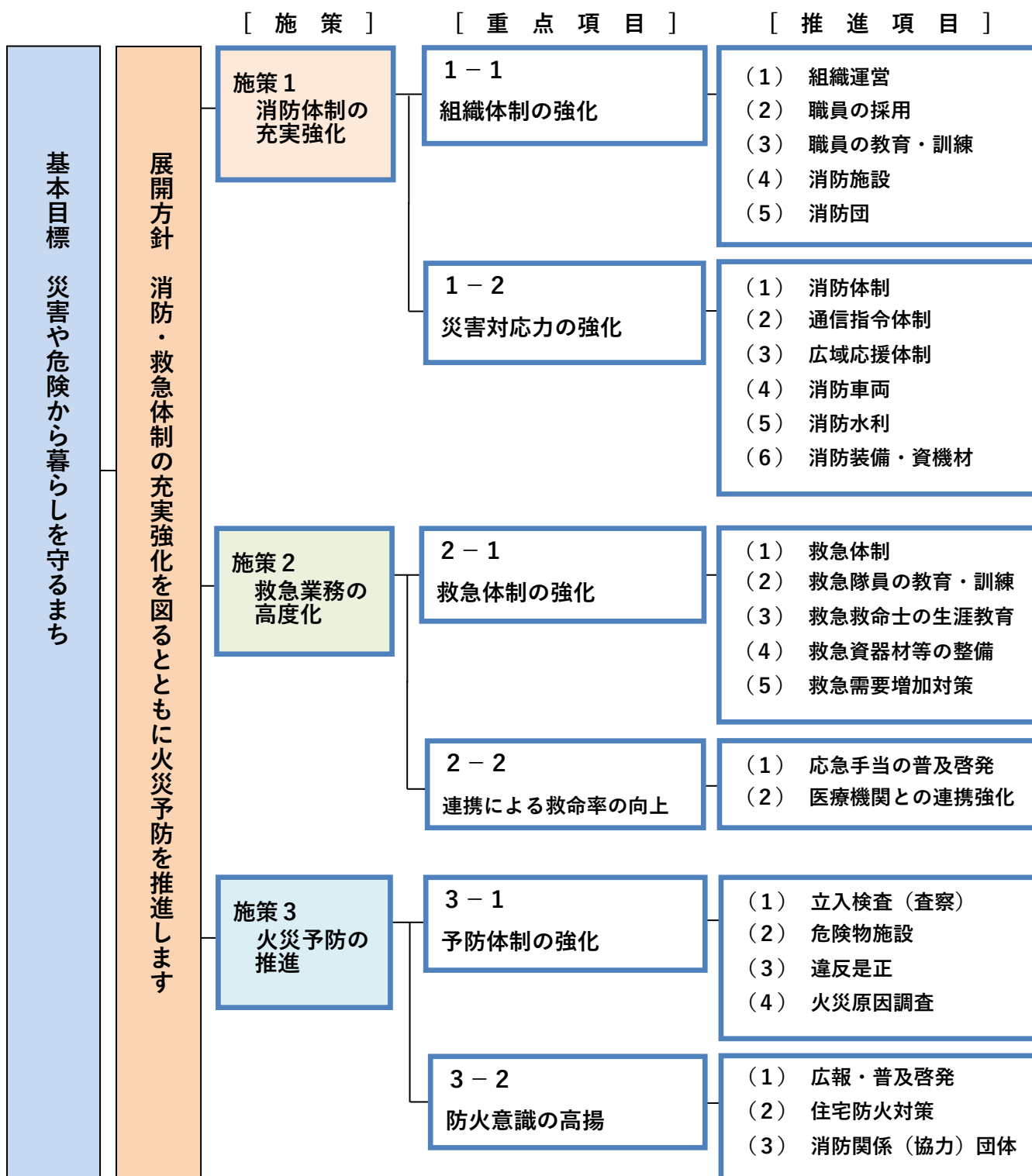
（単位：円）

年 度	消 防 費	市民一人当たりの 消 防 費	一世帯当たりの 消 防 費	職員一人当たりの 消 防 費
平成 28	1,352,137,000	14,171	28,662	10,321,656
平成 29	1,254,776,000	13,103	26,262	9,578,443
平成 30	1,529,010,000	15,907	31,587	11,761,615
令和 1	1,855,168,000	19,212	37,705	14,054,303
令和 2	1,377,875,000	14,176	27,502	10,438,447

6 計画体系

本計画では、千歳市第7期総合計画基本計画に掲げる「災害や危険から暮らしを守るまち」の実現に向け、消防・救急体制の充実強化を図るとともに火災予防を推進するため、3つの施策と6つの重点項目を掲げ、抱える課題を整理し、目指す方向性と進めていくべき取り組みを定めます。

【計画体系図】



第2章 基本計画

施策 1 消防体制の充実強化

重点項目 1－1 組織体制の強化

(1) 組織運営

【現状と課題】

全国的な人口減少・高齢社会の進展などにより、地方財政の状況は年々厳しさを増すなか、本市消防においても人員・施設・装備など、限られた資源を有効に活用し組織運営に取り組んでいるところですが、市民ニーズの多様化、社会基盤整備の進展など、本市を取り巻く環境の変化に伴い、消防が実施する業務は複雑化、高度化し、併せて災害対応力の強化が求められており、職員の労務管理や人材育成、資格要員の確保、また、女性職員、再任用職員に係る職域の整理など、様々な課題を解決しながら消防力を強化することが必要となっています。

【目指す方向性と取り組み】

消防事務を円滑に運営するため、職員一人ひとりの能力向上を図るとともに、限られた経営資源のさらなる有効活用、事業の選択や見直しなどを実施し、より効果的・効率的な組織体制の構築を目指します。

- 市民へ、より良い消防行政サービスを提供できるようバランスの取れた組織を構築します。
- 社会情勢の変化や消防需要を分析しながら業務執行体制について検討するとともにワークライフバランスに配慮した職場環境づくりを推進します。

事 務 事 業	担当課
消防総務事務事業	消防本部総務課
消防表彰・栄典業務	消防本部総務課

(2) 職員の採用

【現状と課題】

本市の消防職員定数は現在、131名であり、消防力の整備指針における基準数を下回っており、消防隊と救急隊の兼務運用や特殊車両の乗換運用、消防隊の隊員数を減じた運用など、限られた人員の中で最大の消防力を発揮できるよう消防体制を維持しているところですが、職員の研修や救急救命士の教育派遣により、慢性的な人員不足に陥っています。

また、今後、経験豊富な職員が継続的に定年退職することにより、長年に亘り培った知識と技術の伝承が円滑に進まず、消防力の低下や行政サービスに支障をきたすことが懸念されます。

【目指す方向性と取り組み】

将来的な人口分布を見据え、消防力の整備指針に基づく各部隊運用に必要な消防職員数の確保を図るため職員の増員を目指すとともに、職員の年齢構成を考慮したうえで、活力ある消防組織の構築を推進し、効率的な組織運営を実現するため計画的に人材を採用します。

- 職員の研修派遣や適切な休暇取得に対応しつつ、消防活動機能の低下を起こさないよう計画的に新規職員を採用します。
- ベテラン職員の定年退職による技術等の伝承低下を防ぐため、再任用制度を効果的に活用するとともに、制度活用時の職員の職域や職場体制を検討します。

事 務 事 業	担当課
被服・消防備品購入業務	消防本部総務課

(3) 職員の教育・訓練

【現状と課題】

職員の教育訓練は、消防学校等の教育訓練機関への派遣や、各種資格取得講習への派遣をはじめ、地域特性を踏まえた自衛隊、防災関係機関等との合同訓練を計画的に実施していますが、複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に職員が適切に対応するための更なる人材育成が急務となっています。

【目指す方向性と取り組み】

社会情勢の変化や災害の複雑多様化に対応できるよう、高度な専門知識や技術の習得と実践力を備えた消防職員を養成するため、先進的かつ継続的な教育訓練による人材育成を図ります。

- 効果的・効率的な研修計画を構築し、消防職員の災害対応能力の更なる向上を図ります。
- 消防業務の遂行に必要な資格者を計画的に養成します。
- 各部隊が効果的・効率的に訓練を行える環境整備について検討します。

事 務 事 業	担当課
消防職員研修等派遣・訓練業務	消防本部総務課

航空機事故消火救難訓練



B C災害訓練



各種資格取得状況

令和3年4月1日現在

種 類 \ 階 級	合 計	消防監	司令長	司 令	司令補	士 長	副士長	消防士	再任用
大型自動車運転免許	108	1	2	12	33	55	2	2	1
危険物取扱者	64	1	1	7	22	31		1	1
救急救命士	31			1	6	22	1	1	
救急Ⅰ課程修了者	5			3	1	1			
救急Ⅱ課程修了者	9	1	1	4	2				1
救急科修了者	61			4	24	32		1	
救助科修了者	43		1	8	14	19			1
陸上特殊無線技士	61		1	9	19	25		6	1
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者	49		2	8	21	17			1
足場の組立て等 作業主任者	6		1	1	3	1			
足場の組立て等 特別教育	100			7	28	60	4	1	
玉掛け技能講習	66		2	8	26	28	1		1
小型移動式クレーン運転 技能講習	70	1	2	10	26	29	1		1
クレーン取扱業務 特別教育	9				1	8			
車両系建設機械 運転業務特別教育	47		1	7	19	19	1		
フルハーネス型安全帯 特別教育	2					2			
伐木等の業務特別教育	4				2	2			
小型船舶操縦士	53		1	8	24	19			1
第1種衛生管理者	11		1	3	6	1			
予防技術資格者 防火査察	57	1	2	9	16	27	1		1
予防技術資格者 消防用設備等	20		1	4	3	12			
予防技術資格者 危険物	27	1		1	7	18			

(4) 消防施設

【現状と課題】

消防施設は、消防総合庁舎をはじめ5箇所の消防出張所のほか、消防防災倉庫、消防用資機材管理倉庫、並びに消防団が管理する東千歳、泉郷、長都の分団車庫を置き、災害時における活動拠点として備えています。

しかしながら、これらの消防施設は全体的に老朽化が進んでおり、計画的な整備・改修が必要となっています。特に富丘出張所は耐震性能を有しておらず、大規模災害時の活動拠点としての機能が果たせない可能性があり、さらには面積の狭小、機能の不足等により適正な車両配置、人員配置ができない状況です。また、女性消防吏員を配置できる施設も限られており、職域拡大を図るための施設整備も急務となっています。

【目指す方向性と取り組み】

「千歳市公共施設等総合管理計画」の個別計画である「千歳市消防関連施設個別計画」に基づき、消防施設の整備・改修を計画的に行うとともに、施設を適正に維持管理することにより事故を未然に防止し、公務が円滑に執行できる職場環境を確保します。

- 施設及び設備の老朽化等に対して計画的な改修を行い、災害活動拠点としての強化を図ります。
- 公務を円滑に執行できる職場環境を確保することにより、勤務する消防職員の士気高揚を図り組織の活性化に努めます。
- 女性消防吏員を配置するための施設整備を行い職域の拡大を図ります。

事 務 事 業	担当課
消防総合庁舎改修事業	消防本部総務課
消防庁舎空調設備整備事業	消防本部総務課
ランドリーシステム整備事業	消防本部総務課
消防庁舎管理業務	消防本部総務課

【計画している新規事業】

事業名	事業概要
自家給油取扱所更新整備事業 (令和2年度～3年度)	使用開始から40年が経過し、現在休止している給油施設を更新整備し、大規模災害発生時における車両等の燃料を確保することで安定した消防活動を維持する。
消防用資機材管理倉庫更新整備事業 (令和2年度～3年度)	使用開始から54年が経過し老朽化が著しい倉庫を更新整備し、防災活動拠点の付帯施設として機能向上を図る。
消防総合庁舎大規模改修事業 (令和4年度～6年度)	老朽化した庁舎及び設備の大規模改修を行い職場環境の改善と施設維持コストの削減を図る。
女性消防職員厚生施設整備事業 (令和4年度～5年度)	女性消防職員の職域拡大を図るため、出張所敷地内に専用の厚生施設(仮眠室・シャワー室・トイレなど)を整備する。

※ 消防総合庁舎の大規模改修時には、一時的に通常機能が保てない状況が発生することから、出動の遅延等の消防活動に支障を及ぼすことのないように留意する必要がある。

【消防施設における重要課題】

消防署富丘出張所の更新整備に係る適正配置について
現状と課題
1 施設の老朽化 富丘出張所は、昭和45年12月に建築され、50年が経過し老朽化に伴う施設機能の低下が著しく早期な施設整備が必要である。 2 施設規模 現在の出張所は、事務所や車庫が狭隘なため、配置できる職員数や車両が限定され適正な配置ができない。 3 今後のまちづくりを見据えた建設候補地の選定 本市で近年、勇舞、長都駅前、みどり台への住宅地が拡充しつつあり、まちづくりや人口分布の変化を見据えながら地域の消防力が迅速かつ効率的に投下できるよう移転を含めた検討を行う必要がある。
今後の取り組み
配置場所の選定をはじめ、建設規模や費用など、更に踏み込んだ調査を行うとともに、有効な財源の確保に努める。また、用地を新たに確保しなければならない場合は、事業の遅延を招かぬよう早期に候補地の取得に着手し、円滑に事務を進める必要がある。

消防関係施設一覧

名 称	竣 工 年 月 日	所 在 地	構造及び延べ面積	敷地面積
消 防 総 合 庁 舎 (耐震改修)	昭和53.11.30 (平成29. 2. 1)	東雲町4丁目1番地の7	SRC、一部RC造2F 建 (地下1、地上2、訓練塔4) 2560.19㎡	4385.55㎡
車 庫 兼 倉 庫	昭和59.11.22	東雲町4丁目1番地の11	S造・2F 建 177.82㎡	185.67㎡
消 防 資 器 材 管 理 倉 庫	昭和39. 9. 7	東雲町4丁目1番地の1	S造・2F 建 458.25㎡	718.08㎡ 借 地
富 丘 出 張 所 (増改築)	昭和45.12.12 (平成 3. 2.15)	富丘4丁目12番14号	CB造・平屋建 328.96㎡	2321.95㎡
向 陽 台 出 張 所	昭和59.10.30	里美2丁目2番地の3	RC造・平屋建 565.95㎡	2302.30㎡
西 出 張 所	平成 1.11.22	上長都964番地の 8	RC造・平屋建 456.16㎡	2419.08㎡
支 笏 湖 温 泉 出 張 所	平成13. 3. 7	支笏湖温泉10番地	RC造・2F 建 398.95㎡	1250.12㎡
祝 梅 出 張 所	平成 9. 3.18	流通3丁目1番地の14	RC造・2F 建 598.08㎡	2651.48㎡
東千歳分団車庫 及びサイレン塔	昭和62.10.16	幌加713-140	CB造・平屋建・サイレン塔12m 28.35㎡	216.00㎡
泉 郷 分 団 車 庫 及びサイレン塔	平成 6.11.30	泉郷268-9	CB造・平屋建・サイレン塔14m 55.90㎡	市 有 地
長 都 分 団 車 庫 及びサイレン塔	平成13. 1.23	釜加362-5	CB造・平屋建・サイレン塔10m 55.91㎡	313.60㎡

(5) 消防団

① 団員の確保と活性化

【現状と課題】

本市消防団は団員定数を180名とし、1団本部と8分団で組織され、東西に長く広がる市域を管轄し、災害時における活動をはじめ、火災予防や応急手当の普及啓発など幅広く活動しており、将来に亘り地域防災力の中核として果たす役割は増々大きくなっています。

しかしながら、近年、就労形態の変化や少子高齢化といった社会環境の変化から、全国的に消防団員数は減少傾向にあり、さらに団員の高齢化など、様々な課題を抱えています。

また、平成25年12月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、総務省消防庁から消防団への加入促進や消防団員の処遇改善、装備・教育訓練の充実等についての働きかけがなされていますが、消防団の活動は依然として十分に認知されているとは言えず、幅広い層の人材が入団できる環境の整備や女性消防団員の活躍の場を拡大するなど検討が必要です。

【目指す方向性と取り組み】

多彩な人材を活用できる制度の見直しや、消防団員を雇用する事業所との連携強化など、被雇用者や女性等が消防団活動に参加しやすい環境の整備と消防団員の処遇改善を図り、団員の確保とともに消防団の活性化を目指します。

- 機能別団員や学生団員など、多様な制度の導入を検討し、地域防災の担い手として若い世代の入団を促進します。
- 事業所等へ消防団活動のPRを行い、理解と協力を得るなど、活動環境の整備に取り組めます。
- 近隣市の消防団との連携や自主防災組織等との繋がりを構築するなど、消防団の活性化を図ります。

事 務 事 業	担当課
消防団運営事業	消防本部総務課

団員実員状況

令和3年4月1日現在

階 級 分 団	総 数	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
総 数	174	1	2	9	9	21	39	93
団 本 部	6	1	2	1	1	1		
千 歳 第 1 分 団	25			1	1	3	6	14
千 歳 第 2 分 団	24			1	1	3	6	13
千 歳 第 3 分 団	15			1	1	2	4	7
東 千 歳 分 団	34			1	1	4	8	20
支 笏 湖 分 団	16			1	1	2	3	9
泉 郷 分 団	19			1	1	2	4	11
長 都 分 団	15			1	1	2	4	7
駒 里 分 団	20			1	1	2	4	12

団員年齢状況

令和3年4月1日現在

階 級 年 齢	総 数	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
総 数	174	1	2	9	9	16	35	102
20 歳 未 満	0							
20 歳 ～ 29 歳	4							4
30 歳 ～ 39 歳	42						2	40
40 歳 ～ 49 歳	61			1	1	4	12	43
50 歳 ～ 59 歳	55	1	1	3	7	10	19	14
60 歳 以 上	12		1	5	1	2	2	1
平 均 年 齢	45.5	57.0	62.5	59.1	55.2	54.5	50.4	40.9

② 団員の教育・訓練

【現状と課題】

消防団員の教育訓練は、消防学校への派遣をはじめ、消防職団員訓練市長査閲、千歳市総合防災訓練や新千歳空港での消火救難訓練、近隣市との合同訓練などを計画的に実施していますが、今後発生が予想される大規模災害に対応するため、救助、避難誘導など、より実践的な訓練を実施し、知識・技術の向上を図る必要があります。

【目指す方向性取り組み】

消防団の研修・訓練計画を見直しながら教育訓練を受ける機会を充実させ、効率的な人材育成を進めるほか、常備消防や近隣消防団と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災の担い手として災害対応能力の向上を図ります。

消防団の訓練



③ 消防団の装備

【現状と課題】

東千歳、泉郷、長都及び駒里分団に配置している小型動力ポンプ付積載車を計画的に更新し、地域の消防力を維持していく必要があります。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ「消防団の装備の基準」が改正され、安全確保のための装備や救助活動資機材の充実を図るよう求められています。

【目指す方向性取り組み】

消防団車両の更新整備を計画的に行うとともに、「消防団の装備の基準」に合わせた装備の整備を目指し、消防団装備の充実強化を図ります。

泉郷分団車両



長都分団車両



重点項目 1－2 災害対応力の強化

(1) 消防体制

【現状と課題】

本市の消防体制については、消防力の整備指針に基づき、消防活動に必要となる指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊等を配備し、訓練等により技術の練磨と知識の習得に努め災害の発生に備えています。

部隊の出動は、出動計画に基づき災害種別と状況に応じて必要な部隊を投入し、災害現場においては装備を最大限に活用して、人命の救出・救護、消火、延焼防止など、被害の軽減のため迅速、的確な防御活動を展開しています。

しかしながら、近年、災害の様態は複雑多様化しており、また、地震や風水害等の自然災害が相次いで発生しています。さらに空港がある本市は、NBC等大規模テロ災害の発生も懸念されます。

これらの災害に対応するためには、より実践に即した専門的な訓練等により各隊の災害対応力の強化を図るとともに、特殊災害に対応できる体制の強化が必要となります。

【目指す方向性と取り組み】

本市を取り巻く環境の変化に的確に対応し、より効果的・効率的な消防体制の確立と消防力の充実を目指すとともに、広域的な連携体制の強化に努めます。

事 務 事 業	担当課
災害出動業務	消防署警備課・出張所



(2) 通信指令体制

【現状と課題】

災害時において、迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、平素から防災情報の収集など、災害情報の伝達体制を確立し、消防機関全体の有機的かつ一体的な消防活動を常時確保しておくことが重要です。消防指令業務は、119番通報受信、出動指令、消防・救急のサポート、無線統制等の消防・救急活動に係る様々な情報管理を行う業務であり、実施施設である本市高機能消防指令センターは平成23年4月に整備し運用しているところです。

また、関連設備の消防救急無線設備については、石狩振興局管内の6消防本部（札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩北部区）にて共同整備し、平成25年10月より運用を開始しています。

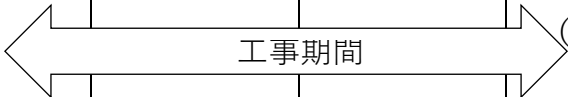
本市の通信指令体制は、消防力の整備指針のに基づき、通信指令業務を専門に取扱う専門指令員と消防隊員、救助隊員、救急隊員の兼務により指令勤務員2名体制で365日24時間対応していますが、火災や大規模な災害が発生した際は、119番通報が集中し対応に苦慮していることから体制を強化する必要があります。

【目指す方向性と取り組み】

本市における消防通信指令体制の安定化及び近隣市町村消防との連携を強化し広域的災害発生時における迅速かつ効率的な応援・受援体制を確立するため、現在、共同運用中の消防救急デジタル無線事業と同様の枠組みで札幌圏消防通信指令業務の共同化を進めます。

事 務 事 業	担当課
高機能消防指令センター設備更新事業	消防本部警防課
札幌圏共同消防通信指令システム更新整備事業	消防本部警防課
緊急通信指令施設管理業務	消防署救急課

札幌圏共同消防通信指令システム更新整備事業スケジュール

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本設計	実施設計	契約・着工	本工事	本工事	運用開始
					(10月)

過去5年間の通報受付状況

(各年1月1日～12月31日)

年	受付総件数	災 害 受 付 件 数			非災害受付件数※2
			119番	119番以外※1	
平成28年	5,097	3,373	2,678	695	1,724
平成29年	5,411	3,647	2,834	813	1,764
平成30年	5,680	3,807	2,953	854	1,873
令和元年	5,543	3,747	3,047	700	1,796
令和2年	4,774	3,295	2,655	640	1,479

※1 一般電話回線や警察などからの専用回線等の受付。

※2 いたずらや間違い、問合せ及び通報訓練等の受付。

消防指令センター



(3) 広域応援体制

【現状と課題】

北海道内の広域応援体制は、大規模な自然災害や石油コンビナート火災等の特殊災害が発生した際に全道の消防力を持って対応することとし、平成3年(1991年)に「北海道広域消防相互応援協定」(以下、「応援協定」と言う。)を締結し体制を整えています。

また、阪神淡路大地震の教訓を踏まえ、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年(1995年)に「緊急消防援助隊」が創設され、平成16年(2004年)に「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」が策定され、大規模災害時における消防応援体制が確立されています。本市においては、緊急消防援助隊支援資機材が配備されていることから応援要請があった場合、通常の応援部隊のほか、広域消防応援隊に対する後方支援体制について整備する必要があります。

さらには本市で大規模災害等が発生し、北海道広域消防応援隊及び緊急消防援助隊に応援を要請した際、現状の施設規模では受入れに苦慮することが予想されることから活動拠点の確保及び応援隊等に被害状況等を伝える連絡体制を確立しておく必要があります。

【目指す方向性と取り組み】

大規模災害発生時における消防活動を円滑に行うため、応援・受援体制を確立し「応援協定」及び「千歳市消防受援計画」に基づき、応援・受援活動に必要となる施設、車両、資機材等の整備に取り組めます。



(4) 消防車両

【現状と課題】

消防車両の現有状況は、総務省消防庁が定める消防力の整備指針に示されている基準数を満たしていますが、経年劣化が著しい消防車両や出動件数の増加により短期間で劣化に陥る救急車については計画的に更新していく必要があります。

また、今後の署所の配置状況や都市計画の形成状況等も考慮し、効果的かつ効率的な更新整備を進める必要があります。

【目指す方向性と取り組み】

消防車両については、日常的な点検と併せ、財政事情を考慮しつつ本市における消防車両更新基準に基づき、計画的に更新整備を行うとともに、市街地の状況、建築物の分布状況等を考慮して、消防車両等の台数の適正化や更新車両の高度化を図ります。

事 務 事 業	担当課
消防車両等更新整備事業	消防本部警防課
消防車両・消火栓等維持管理業務	消防本部警防課

富丘水槽（令和2年度整備）



千歳救急2（令和2年度整備）



消防車両配置状況

(令和3年4月1日現在)

車 両 名 配置場所	総 数	指 揮 車	ポン プ 車	タン ク 車	梯 子 車	化 学 車	救 助 工 作 車	大 型 水 槽 車	広 報 車	資 機 材 搬 送 車	救 急 車	積 載 車	人 員 輸 送 車	そ の 他 の 車 両
総 数	35	1	3	8	1	1	1	1	6	1	5	4	1	2
本 部 (署)	13	1		2			1	1	2	1	2		1	2
富 丘 出 張 所	3		1	1					1					
向 陽 台 出 張 所	4		1	1					1		1			
西 出 張 所	4			1		1			1		1			
支笏湖温泉出張所	2			1							1			
祝 梅 出 張 所	3			1	1				1					
千歳第1・2分団	2		1	1										
東 千 歳 分 団	1											1		
泉 郷 分 団	1											1		
長 都 分 団	1											1		
駒 里 分 団	1											1		

(5) 消防水利

【現状と課題】

本市は消火栓 1,402 基（うち公設消火栓 1,147 基）、防火水槽 143 基（うち公設防火水槽 49 基）のほか、自然水利等を把握し火災発生時、消火に使用する消防水利を確保しています。

そのような状況下、2017 年に政府の地震調査委員会から公表された千島海溝を震源とする巨大地震が発生した場合、ライフラインの遮断、水道施設の機能喪失、防火水槽の破損等が想定されることから、震災時においても使用可能な消防水利を確保する必要があります。また、現在の消防水利状況を充実させるため、国が示す消防水利の基準を考慮し、地震等において有効水利となる耐震性防火水槽の整備を促進するとともに、利用可能な自然水利を確保する必要があります。

【目指す方向性と取り組み】

老朽化した消火栓のステンレス化を行うとともに水道管の耐震率が低い地域では、消火栓の機能喪失を考慮し耐震性防火水槽の計画的な整備を進めます。

事 務 事 業	担当課
消火栓更新事業	消防本部警防課
消防車両・消火栓等維持管理業務	消防本部警防課

更新前の消火栓



更新後の消火栓



(6) 消防装備・資機材

【現状と課題】

消防用ホース、救助用資機材や空気呼吸器などの消防用資機材及び装備については、火災をはじめとする様々な災害の被害を最小限にするための重要な装備であり、計画的な更新と重点的な配備を行う必要があります。また、近年の高層建築物や高気密・高断熱住宅での高度な消火活動のほか、レジャー型事故やテロ行為による生物化学災害など多様化、複雑化する災害活動に対処するため、必要な資機材の整備を図り、効果的で迅速な災害対応に備える必要があります。

【目指す方向性と取り組み】

消防資機材については、市民の生命や財産を守るために必要不可欠なものであるため、整備に際しては既存の資機材の更新を行うだけでなく、より効果的な資機材を導入します。

事 務 事 業	担当課
消防備品等更新整備事業	(本)警防課・(署)警備課
消防ホース整備事業	消防本部警防課
空気呼吸器面体更新事業	消防本部警防課
空気ボンベ更新事業	消防本部警防課
消防携帯無線機整備事業	消防本部警防課

施策 2 救急業務の高度化

重点項目 2－1 救急体制の強化

(1) 救急体制

【現状と課題】

本市の救急体制は、市内に救急隊 4 隊、救急隊員 36 名（うち救急救命士運用 26 名）を配置し、市内の救急業務を実施していますが、救急出動件数は近年増加傾向にあり、高齢化社会が進む中、今後も増加することが予想され、さらに救急業務に寄せる市民の期待は大きく、救急救命士の計画的な採用や救急隊員の資質の向上を図ることが求められています。

また、高度化する救急業務に対応するための体制構築や資器材の整備を進める必要があります。

【目指す方向性と取り組み】

多様化する救急需要に対応するため、認定救急救命士を継続的に養成し、救急隊員の資質の向上を図るとともに、安全かつ迅速な応急処置が実施できる救急体制の構築や資器材の充実を図り、救命率の向上を目指します。

事 務 事 業	担当課
救急業務	消防署救急課・出張所

過去 5 年間の救急活動状況

(各年 1 月 1 日～12 月 31 日)

年	出動件数	傷病者搬送件数	医師等搬送件数	不搬送件数	傷病者搬送人員
平成28年	3,349	2,647	0	702	2,676
平成29年	3,610	2,834	0	776	2,858
平成30年	3,737	2,972	0	765	2,997
令和元年	3,760	3,034	0	726	3,060
令和 2 年	3,242	2,598	0	644	2,614

(2) 救急隊員の教育・訓練

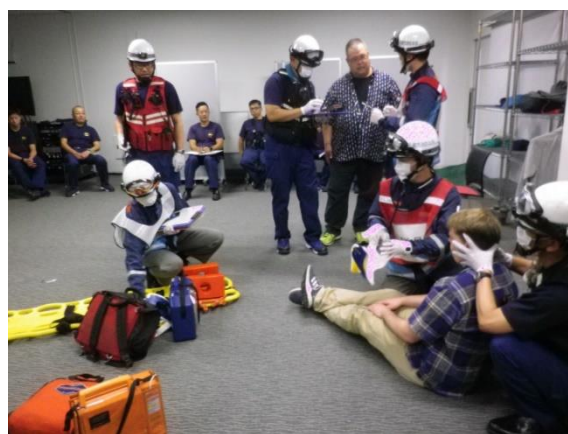
【現状と課題】

救急隊員の教育訓練は、円滑な救急業務を遂行する上で不可欠であり、また、救急隊員が行う応急処置等は高度化していることから、これらに対応するため十分な知識と技術を有する救急隊員の養成を図ることが重要な課題となっています。

【目指す方向性と取り組み】

国が実施する救急医学会や救急隊員部会等への計画的な派遣のほか、指導的立場の救急救命士を中心とした新たな教育訓練体制の構築や、それに伴う救急隊員の教育内容の見直しを行い、知識と技術の向上を図ります。

救急隊による訓練



(3) 救急救命士の生涯教育

【現状と課題】

救急救命士の生涯教育については、国が示す「2年で128時間以上の再教育」を目標にメディカルコントロール体制下による教育や病院実習、事後検証を実施し、救急救命士の能力の維持・向上を図っていますが、救急業務の高度化や処置範囲の拡大等により、今後更なる知識・技術の習得が求められています。

【目指す方向性取り組み】

救急救命士に教育の機会が適切に与えられるよう必要な環境整備に努めるとともに、職場においての研修を充実させるため、「指導救命士」の養成や、教育体制、指導体制の構築について具体的な検討を進め、救急業務の更なる質の向上を図ります。

事 務 事 業	担当課
メディカルコントロール体制構築事業	消防署救急課

救急救命士が行う処置範囲拡大の経過

平成3年4月	救急救命士制度発足 自動体外式除細動器による具体的指示下の除細動 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクによる気道確保
平成15年4月	自動体外式除細動器による包括的指示下の除細動
平成16年7月	気管内チューブによる気道確保（気管挿管）
平成18年4月	エピネフリンの投与（薬剤投与）
平成21年3月	自己注射が可能なエピネフリン製剤の投与
平成23年8月	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管
平成26年4月	心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液 血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

(4) 救急資器材等の整備

【現状と課題】

高度な救命処置を的確・安全に実施するためには、救急資器材の整備は重要であり、また、救急業務の高度化や救急救命士の処置拡大に伴い、救急資器材もより優れたものになっているため、常に最新の救急資器材の整備を検討する必要があります。

【目指す方向性との取り組み】

救急業務の高度化に対応した資器材の整備を計画的に進め、資器材を更新する際は、最新の資器材の導入に努めます。

事 務 事 業	担当課
救急備品等整備事業	消防本部警防課
半自動除細動器更新整備事業	消防本部警防課

半自動除細動器



ビデオ硬性挿管用喉頭鏡



(5) 救急需要増加対策

【現状と課題】

救急需要は、国において人口減少が続くとされる 2040 年においても高齢化の進展により増加すると予想されています。千歳市においても救急需要は増加傾向にあり、出動可能な救急車の台数が不足し、救急隊の現場到着時間の遅延や重篤な状態にある市民に対して不利益が生じる恐れがあります。

市民ニーズの高い救急業務ですが、救急車が必要な人に対して速やかに救急車を現場へ到着させるためには、台数に限りがある救急車の有効活用を検討しなくてはなりません。

【目指す方向性と取り組み】

市民に対して、自身での医療機関受診が可能な方には自ら医療機関を受診するよう促すなど、救急車の適正利用に関する啓発活動を実施するほか、保健福祉部と連携し救急電話相談サービスの更なる普及を図ります。

また、医師会、医療関係機関等の協力を得て、転院搬送における救急車の適正利用についてのガイドライン等を作成し、管外搬送件数の抑制を図るとともに、出動可能救急車の不足状態を解消するため、非常用救急車の継続的な配備を検討します。



重点項目 2 - 2 連携による救命率の向上

(1) 応急手当の普及啓発

【現状と課題】

本市における 119 番通報から救急隊が現場到着に到着するまでに要する時間は、平均で 8.3 分であり（令和元年）、この間にバイスタンダー（現場に居合わせた市民等）による応急手当が適切に実施されることで、大きな救命効果が期待されるため、市民に応急手当の知識と技術が広く普及するよう、より一層取り組んで行くことが重要です。

応急手当の普及啓発については、「千歳市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、事業所や学校などで実施しており、講習回数、受講者数は増加していますが、消防業務の多様化や救急隊員の研修派遣等により、指導者となる職員の確保が難しくなっている状況です。

【目指す方向性と取り組み】

市民に対する応急手当の普及啓発活動を継続して実施するとともに、応急手当指導員等養成や応急手当普及啓発用資器材の整備を推進します。また、これまでに養成した普及員等が講習会を開催できるようサポートし、指導者の育成により受講機会の拡大を図ります。

年別応急手当普及啓発活動状況

（各年 1 月 1 日～12 月 31 日）

区 分 年	救命入門コース		一般救急講習		普通救急講習 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)		普及員養成講習		指導員養成講習		上級救命講習	
	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員
平成 28 年	23	934	91	2,473	52	940	2	12			2	24
平成 29 年	17	775	75	2,001	46	873	6	31	3	4	4	34
平成 30 年	21	832	51	1,484	41	703	1	6	5	6	2	14
令和 元年	16	705	65	1,501	45	690	1	6	1	1	1	7
令和 2 年	16	570	10	193	21	157	1	11	2	2	3	33
合 計	93	3,816	292	7,652	205	3,363	11	66	11	13	12	112

(2) 医療機関との連携強化

【現状と課題】

救急件数が年々増加する中、救急搬送から医療機関による医療行為の提供までを円滑に実施することが傷病者の救命率を向上するうえで重要となります。

一方で、救急搬送において受け入れ医療機関の選定が困難となり、救急搬送時間が長時間化する事案も発生していることから、医療機関と連携を図り、このような事案の発生をなくすことが喫緊の課題となります。

【目指す方向性と取り組み】

医療機関との合同研修や訓練等を通じて日常的に良好な関係を構築し、円滑な救急搬送と受け入れに向けて理解を求めるとともに、医療機関や医師会と連携を密にし、地域の特性を踏まえた効果的な取組みを進めます。

収容所要時間別搬送人員

(令和2年中)

事故種別 時間	合 計	急 病	交通事故	一般負傷	そ の 他
10 分 未 満					
10 分 以 上 20 分 未 満	120	24	2	7	87
20 分 以 上 30 分 未 満	745 (31)	484 (2)	27 (2)	120 (1)	114 (26)
30 分 以 上 60 分 未 満	1,407 (348)	900 (145)	89 (16)	245 (53)	173 (134)
60 分 以 上 120 分 未 満	328 (264)	156 (120)	45 (27)	47 (38)	80 (79)
120 分 以 上	14 (12)	9 (8)	2 (2)		3 (2)
合 計	2,614 (655)	1,573 (275)	165 (47)	419 (92)	457 (241)

※ () 内の数字は、管外搬送

施策3 火災予防の推進

重点項目3－1 予防体制の強化

(1) 立入検査（査察）

【現状と課題】

近年、人命に被害を及ぼす火災の傾向として、超高齢社会により災害弱者が多数暮らす社会福祉施設の増加や、施設管理者等の防火意識の低下、更には建物、設備の老朽化の影響等が挙げられます。

また、都市構造の変化により建築物が複雑多様化し、火災予防規制も細分化され消防予防行政に対し高度の知識と技術が求められているところです。

これらの状況に対し、消防は立入検査を通じ、防火指導、違反是正を行い安全確保の対応を行っているところですが、立入検査は、限られた人員の中で可能な範囲で行っている状況であるため、実施率及び違反是正の実効性が十分な水準に達していない現状です。

【目指す方向性と取り組み】

災害危険や違反状況等の優先順位を考慮した査察計画を策定し、適正な立入検査の執行により、消防法令違反の根絶を図ります。

また、予防行政のスキルアップを図るとともに時代に即した立入検査体制を構築することで、防火安全体制を推進し、市民の安全安心な暮らしの向上に努めます。

事 務 事 業	担当課
消防立入検査業務	消防署査察課・出張所

対象物別査察指導状況

(令和元年度)

項目			指導事項	対象物総数	実施対象物数	計	指 摘 事 項									
							消火設備	警報設備	避難設備	要な施設	消防活動上の管理	施設等に必要な	避難上必要な	防火管理責務	防災処理関係	市条例関係
総 数				4,880	581	921	129	74	89	3	22	58	76	189	269	12
1項	イ	劇場・映画館等	4	0	0											
	ロ	公会堂・集会場	101	20	36	2	1	2		1	5	4	11	9	1	
2項	イ	キャバレー・ナイトクラブ等	0	0	0											
	ロ	遊技場・ダンスホール	11	1	0											
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0	0	0											
	ニ	カラオケボックス等	2	1	0											
3項	イ	待合・料理店	0	0	0											
	ロ	飲食店	172	34	141	14	10	22			14	17	25	38	1	
4項		百貨店・マーケット	160	42	105	16	6	9	1	10	6	15	21	19	2	
5項	イ	旅館・ホテル	38	8	21	2	2	1		2	3	3	3	5		
	ロ	寄宿舎・共同住宅	2065	3	2								1	1		
6項	イ	病院・診療所等	56	15	12	1	1	1			3	4		2		
	ロ	老人短期入所施設等	27	13	8	1	1				2	2		2		
	ハ	老人デイサービスセンター等	74	10	3								2			1
	ニ	幼稚園・特別支援学校	9	4	1							1				
7項		学 校	36	7	4		1						2			1
8項		図書館・美術館	3	0	0											
9項	イ	蒸気浴場・熱気浴場	1	0	0											
	ロ	公衆浴場	2	0	0											
10項		停車場等	2	2	0											
11頁		神社・寺院・教会	38	4	10	1	1	2			1		2	3		
12項	イ	工場・作業場	338	58	84	17	15	5		2			24	19	2	
	ロ	映画・テレビスタジオ	0	0	0											
13項	イ	自動車庫・駐車場	107	29	29	6	2	2	1				10	8		
	ロ	格納庫	3	0	0											
14項		倉 庫	384	94	103	29	11	14	1	5			15	27	1	
15項		上記以外の事業場	709	136	125	6	4	5			4		36	70		
16項	イ	複合用途（特定含む）	314	52	162	23	16	21		2	18	14	25	41	2	
	ロ	複合用途（その他）	224	48	59	11	3	5			2		12	25	1	
18項		ア ー ケ ード	0	0	0											

※ 対象物数にあっては、令和2年3月31日現在

(2) 危険物施設

【現状と課題】

本市には、空港や大規模な自衛隊施設をはじめ、各種先端技術を持つ企業が立地し、全国的にも類を見ない特殊な危険物施設や地下タンク貯蔵所などが数多く所在しており、災害発生時には周辺住民や環境への大きな被害に繋がることが危惧されています。

また、危険物施設の高経年化が進み、腐食・劣化等を原因とする危険物事故が全国的に増加している背景から、事業所に応じた危険物施設の適切な整備を講じて自主保安体制の推進を図ることが急務となっています。

さらに燃料電池自動車や電気自動車等の普及に伴い、危険物施設の多様化、複雑化への対応が求められてきています。

【目指す方向性と取り組み】

危険物施設における事故の発生原因としては、火災事故では維持管理や操作にあたっての不手際などの人的要因によるものが多く、流出事故では腐食疲労等劣化などの物的要因によるものが多数を占めているのが現状です。こうした危険物施設における火災及び流出事故の調査分析を行い、事故防止対策を確立するほか、危険物施設の立入検査体制の整備や施設の老朽化に伴う整備指導の体制強化を図り、事業所に対する積極的な予防広報活動を通じて、事業所の自主保安体制の構築を進めます。

また、東日本大震災後も熊本地震や北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生し続けていることから、震災時における危険物施設の安全対策を関係機関と一体となって推進していきます。

危険物施設状況

(令和3年4月1日現在)

総 数	製 造 所	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タンク貯蔵所	屋 内 タンク貯蔵所	地下 タンク貯蔵所	簡易 タンク貯蔵所	移動 タンク貯蔵所	屋 外 貯 蔵 所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	給 油 取 扱 所	一 般 取 扱 所
815	2	86	71	11	285	2	137	11	1	1	97	111

(3) 違反是正

【現状と課題】

防火対象物における防火対策では、平成13年9月に発生した新宿歌舞伎町ビル火災により44名が死亡したことを契機に、消防法の大規模な改正が行われ、不特定多数の人が出入りする建物の規制が強化され、消防機関における違反建物の是正の徹底や関係者による防火管理、消防用設備の維持管理の徹底などが強く求められています。

現在、本市では不特定多数の方々が利用する施設において、スプリンクラー設備や自動火災報知設備が設置されていないなどの重大な違反を重点的に捉え、公表制度を活用しながら違反是正に取り組んでいるほか、危険物施設の立入検査を実施して事故の未然防止に努めています。

また、令和元年3月末における消防用設備等点検結果報告率が27.1%で、全国(50.8%)全道(59.4%)平均をはるかに下回っている状況であり、適正な消防用設備の維持と利用者の安全を確保するために、早急に対策を講じる必要があります。

【目指す方向性と取り組み】

不特定多数の方々が利用する施設の重大な違反に対しては公表制度のほか、警告や命令などのより厳格な措置により、違反是正率100%を目指すとともに、今後予定されている前記以外の施設に対しても公表制度に移行することを踏まえながら、円滑な違反処理を行います。

また、危険物施設に係る立入検査時の指導等を適正に行い、法令違反の未然防止と事故の抑制を図ります。

効率的な違反処理を推進するため、火災危険性がより高い防火対象物に重点を置いて検査、指導を実施していく必要があることから、職員研修による計画的な人材育成や予防技術資格者の増員を図り、高度化・専門化する予防行政に対応します。

消防用設備等点検結果報告については、未報告関係者への周知や指導で届出を促し、郵送での報告を積極的に活用するほか、小規模防火対象物へは消防設備点検アプリの導入を推進して点検率の向上を目指します。

事 務 事 業	担当課
建築物・危険物規制事業	消防本部予防課

(4) 火災原因調査

【現状と課題】

火災の原因究明とその損害程度を明らかにすることは、類似火災の根絶につながり、火災予防行政を進める上で不可欠となっています。

火災原因調査業務では、その業務の特殊性から火災を判定するための判断基準が調査員の知識と経験に基づくことが多く、実務に精通した職員に限られている一方、原因の究明にはこれらの専門的な知識に加えて客観的、科学的根拠も必要とされています。

また、製品火災の原因究明は困難性を増していますが、使用者と製造者との利害に深く関係し、住民等の関心が高いことから、より正確な火災原因の究明が求められてきており、火災調査員の技能向上が必要となっています。

【目指す方向性と取り組み】

火災原因調査技術の向上を図るため、消防学校等への外部研修に派遣して専門知識を習得するほか、実践的な内部研修で火災調査に従事する者の経験不足を補完し、情報の共有化を図りながら火災調査員としての人材育成を進め、火災原因結果を今後の予防業務や警防業務に反映させます。

また、効果的な火災原因特定のため、製品火災に起因するものや特異火災事案については、警察機関や独立行政法人製品評価技術基盤機構などの関係機関と技術的な連携を図り、合同調査や分析を行いながら科学的な検証を加えて原因の究明に努めます。

明らかになった火災調査結果を情報提供や防火指導に反映させて、市民へ発信します。

過去5年間の火災1件あたりの人口と損害

(各年1月1日～12月31日)

年	人 口 (世 帯)	火 災 件 数	1 件 あ た り		
			人 口 (世 帯)	建 物 焼 損 床 面 積 (㎡)	損 害 額 (千円)
平成28年	96,384 (47,894)	22	4,381 (2,177)	53.0	6,160
平成29年	96,807 (48,602)	23	4,209 (2,113)	14.8	858
平成30年	97,021 (49,179)	23	4,218 (2,138)	24.7	917
令和元年	97,524 (50,074)	28	3,483 (1,788)	11.4	2,119
令和2年	97,524 (50,074)	32	3,048 (1,565)	65.7	2,005

※ 人口・世帯数は、各年1月1日現在（令和元年までは、翌年の1月1日現在）

重点項目 3－2 防火意識の高揚

(1) 広報・普及啓発

【現状と課題】

火災予防の目的は、火災から生命や財産を守り、市民の安全を確保することであり、火災を未然に防ぐには、消防機関の取り組みと合わせて地域や消防協力団体と総合的な連携を図り、市民一人ひとりの防火意識を高めながら火災の発生防止に努めることが重要です。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、外国人来訪者や障害者等が利用する施設では、利用者の事情に配慮した災害情報の伝達や適切な避難誘導で、安心して利用できる環境を整備することが喫緊の課題となっています。

【目指す方向性と取り組み】

毎月10日を「市民防火の日」として重点目標を定め、市民主体の防火意識を高めるとともに、火災予防運動などの時期をとらえた効果的な広報を進めます。

出前講座等を活用した予防啓発や町内会、幼年・少年消防クラブと連携した防火指導を継続的に行うほか、さらなる防火思想の普及啓発のため、ホームページやソーシャル・ネットワーク・サービスを活用した広報に加え、防火イベントなどで積極的に展開する一方で、インターネット環境のない世帯へはリーフレット等で情報を発信します。

また、日本語が十分理解できない訪日外国人の方々や音声によるコミュニケーションが難しい視覚・聴覚障害者の方々に対して、多言語化、視覚化した災害情報や避難誘導情報を伝達できるよう、空港や駅、宿泊施設などにおける取り組みを推進します。

事 務 事 業	担当課
火災予防等推進普及事業	消防本部予防課
火災予防啓発等事業	消防署査察課・出張所

消防団による火災予防広報



防火委員による火災予防広報



(2) 住宅防火対策

【現状と課題】

平成 18 年 6 月より新築住宅（既存住宅は、平成 20 年 6 月）に住宅用火災警報器の設置及び維持管理が義務付けられ、本市でも毎年奏功事例が発生するなどの効果が表れてきています。令和 2 年度の設置調査では、設置率が約 85%と全国平均を上回る水準ですが、義務化から 10 年経過しても未設置世帯や条例に適合した設置がされていないなど、制度が十分に浸透されていないことから、設置後 10 年を迎えた本体の交換を促し、火災時の適切な作動を確保することが重要となっています。

また、令和 2 年の全国の住宅火災による死者のうち、65 歳以上の高齢者の割合が 70%を超えていることから、今後さらに増加が見込まれる高齢者世帯での火災被害軽減に取り組む必要があります。

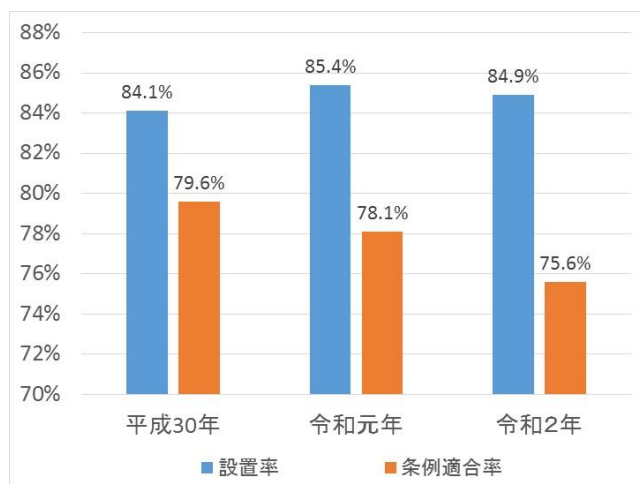
【目指す方向性と取り組み】

本市の住宅用火災警報器の設置率は約 85%と高い水準になっている一方、設置から 10 年以上経過した本体交換の時期も迎えていることから、10 年を目安とした本体交換を推奨し、日常点検の重要性と適正な維持管理の重点的な取組みを展開し、効果的な広報で未設置世帯をなくします。

高齢者世帯へは、火災の広がりを抑える寝具類や衣類などの防災品をはじめ、初期消火に効果が高い消火器や自動消火装置等を推進して、防火対策の強化を図ります。

また、住宅火災で多い寝たばこの危険性を注意喚起し、火災の発生防止に努めます。

住宅用火災警報器設置率



条例適合率：千歳市火災予防条例に基づき設置義務がある住宅の部分の全てに設置

啓発活動



(3) 消防関係（協力）団体

【現状と課題】

現在、千歳市危険物安全協会をはじめ、千歳市防火委員、千歳市少年消防クラブ育成連絡協議会、千歳市幼年消防クラブ、千歳市女性防火クラブにより、事業所等による災害の未然防止や地域に密着した防火活動を通じた防火意識の向上を図っています。

近年、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、本市も例外ではなく少子高齢化や地域コミュニティの弱体化、住民意識の変化に加えて指導者の高齢化など、各団体加入者の減少傾向にあります。

しかし、火災予防を推進するためには、市民や企業の主体的かつ継続的な組織と地域の連携や助け合いにこれら団体による活動が重要になります。

【目指す方向性と取り組み】

消防関係協力団体と連携、協力しながら、住宅用火災警報器の設置徹底や適切な維持管理を促進するほか、防災品を広く普及させ、住宅防火対策の向上に努めます。

千歳危険物安全協会では、危険物事故の発生を未然に防止するため、関係事業所における自主保安体制の確立や危険物の保安に関する意識の高揚及び啓発を推進します。

また、少年消防クラブなどは、防災教育の観点からみても地域総合防災力の一翼を担う貴重な組織であり、将来の本市の防火意識の向上に直接効果につながるものであるため、積極的な活動を促進します。

千歳市防火委員は、消防と地域（町内会）の橋渡し役として大切な役割を果たしていることから、委嘱人数の増員を目指します。

これらの活動により、地域と消防機関や警察機関が連携して効果的な放火防止対策を講じます。

消防協力団体

（令和3年4月1日現在）

団 体 名	設 立 年 月 日	会 員 数
千 歳 市 防 火 委 員	昭和50年07月01日	委員数 70
千 歳 危 険 物 安 全 協 会	昭和48年01月25日	事業所 93
千歳市少年消防クラブ育成連絡協議会	昭和53年10月11日	クラブ数 10
千 歳 市 幼 年 消 防 ク ラ ブ	昭和58年07月04日	クラブ数 22
千 歳 市 泉 郷 女 性 防 火 ク ラ ブ	昭和59年02月18日	会員数 15
千 歳 市 駒 里 女 性 防 火 ク ラ ブ	昭和60年04月29日	会員数 18

関係規程等一覧

施策	重点項目	推進項目	関係規定等
消防体制の充実強化	組織体制の強化	(1)組織運営 (2)職員の採用 (3)職員の教育訓練 (4)消防施設 (5)消防団	・千歳市消防本部及び消防署設置条例 ・千歳市消防本部組織規則 ・千歳市消防吏員の服制に関する規則 ・千歳市消防職員被服貸与規則 ・千歳市消防本部消防職員委員会に関する規則 ・千歳市消防訓練礼式に関する規則 ・千歳市消防署組織規程 ・千歳市消防職員任用規程 ・千歳市消防職員服務規程 ・千歳市消防職員の勤務時間等の特例に関する規程 ・千歳市消防職員研修規程 ・千歳市消防団条例 ・千歳市消防団規則 ・千歳市消防団員の服制に関する規則 ・千歳市消防団員被服貸与規則 ・千歳市消防団員の職務に関する要綱 ・消防力の整備指針 ・千歳市公共施設等総合管理計画
	災害対応力の強化	(1)消防体制 (2)通信指令体制 (3)広域応援体制 (4)消防車両 (5)消防水利 (6)消防装備・資機材	・消防組織法 ・消防法（令・規則） ・消防力の整備指針 ・消防水利の基準 ・千歳市消防警防規程 ・千歳市消防警防規程実施要綱 ・千歳市消防機械器具管理規程 ・千歳市消防機械器具管理要綱 ・石狩振興局管内無線設備管理要綱 ・千歳市地域防災計画 ・千歳市国民保護計画 ・樽前山火山防災計画 ・千歳市消防部隊災害出動計画 ・千歳市消防通信業務運用要綱 ・緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画 ・千歳市消防受援計画 ・新千歳空港航空機火災警防計画

救急業務の高度化	救急体制の強化	(1)救急体制 (2)救急隊員の教育訓練 (3)救急救命士の生涯教育 (4)救急資機材等の整備 (5)救急増加需要対策	・消防法（令・規則） ・救急救命士法（令・規則） ・消防力の整備指針 ・千歳市消防警防規程 ・千歳市警防規程実施要綱 ・千歳市消防機械器具管理規程 ・千歳市消防機械器具管理要綱 ・千歳市消防救急規程 ・救急救命士の教育実施要綱 ・消防隊による救急活動支援に関する要綱 ・千歳市救急業務高度化推進計画 ・集団救急事故対応計画
	連携による救命率の向上	(1)応急手当の普及啓発 (2)医療機関との連携	・応急手当の普及啓発活動の推進に関する要綱 ・千歳市 A E D 設置施設公表制度実施要綱
火災予防の推進	予防体制の強化	(1)立入検査(査察) (2)危険物施設 (3)違反是正 (4)火災原因調査	・消防法（令・規則） ・危険物の規制に関する政令 ・危険物の規制に関する規則 ・千歳市火災予防条例 ・千歳市火災予防規則 ・千歳市危険物の規制に関する規則 ・千歳市消防手数料条例 ・千歳市火災予防査察規程 ・千歳市火災調査規程 ・千歳市火災予防事務処理要綱 ・千歳市防火基準適合表示要綱 ・防火対象物における夜間の防火管理体制指導要綱 ・千歳市防火対象物の消防用設備等の状況の公表要綱 ・査察実施計画
	防火意識の高揚	(1)広報・普及啓発 (2)住宅防火対策 (3)消防関係(協力)団体	・千歳市火災予防条例 ・千歳市火災予防規則 ・千歳市市民火災予防運動促進要綱 ・千歳市防火委員設置要綱